

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算について

令和 6 年 6 月の診療報酬改定を踏まえ、以下のとおり保険診療に係る項目を算定しますので、お知らせいたします。

1. 医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認システムを導入している医療機関です。マイナンバーカード保険証（以下「マイナ保険証」）の利用を通じて診療情報を取得することにより、質の高い医療を提供しています。ついては、正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証の利用にご協力ください。

- 初診時：1 点
- 再診時：1 点（3 ヶ月に 1 回）

2. 医療 DX 推進体制整備加算

オンライン資格確認で取得した情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を医師が診察室で確認できる体制を整備しています。また、マイナ保険証の利用に関してポスター掲示や患者さんへのお声かけを実施しています。あわせて、電子処方せんの発行などの取り組みも実施していきます。

- 初診時、月 1 回に限り 9 点（医科）
※2025 年 4 月 1 日時点。随時更新あり。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします